

## 質物の保管設備の基準について（例規通達）

平成4年5月26日  
広防第506号警察本部長  
各部長・参事官  
各所属長

質屋の設けるべき質物の保管設備の基準については、質物の保管設備の基準（平成4年広島県公安委員会告示第20号）により新たな基準（以下「新基準」という。）が定められたが、新基準の趣旨及び解釈は、次のとおりであるので、部下職員に周知徹底させ、運用上誤りのないようにされたい。

なお、質物保管設備に対する基準第2条の取り扱いについて（昭和29年8月13日付け広防第645号）は、6月30日限り廃止する。

### 記

#### 1 保管設備の規模（第2条関係）について

##### (1) 基本的考え方

従前の質物保管設備に対する基準（昭和29年広島県公安委員会告示第7号）により定められていた基準（以下「旧基準」という。）においては、保管設備の床面積及び天井の高さの下限について具体的な数値が規定されていた。これは、旧基準の制定当時においては、質屋が設ける保管設備は「土蔵造」が多く、おのずと一定の規模を備えていたこと、質屋が取り扱う質物は衣服類、道具類等大きい物品が多かったこと等によるものと考えられる。

しかし、現在においては、これらの基準は営業の規模及び内容に応じた必要かつ十分な規模の保管設備を設けようとする場合の妨げとなっており、また、基準さえ満たせば取り扱っている質物を収容する能力に満たない場合であっても適正な保管設備として認められるという不合理も生じ得た。

したがって、保管設備の規模については、画一的に規定するのではなく、営業実態に即して判断すべきものであることから、「保管設備は、質物のすべてを保管するに足る規模でなければならない。」と規定された。

##### (2) 金庫等の小型保管設備について

前(1)の考え方により、貴金属、有価証券等を取り扱う質屋については、1個又は数個の金庫を保管設備とすることも可能である。ただし、例えば、貴金属又は有価証券のみを取り扱う質屋営業と称して小型の保管設備を設け、現実にはこの保管設備に保管し得ない質物を取り扱っていた場合には、質屋営業法第7条第3項違反に該当し、第25条の規定により行政処分の対象となる。

#### 2 保管設備の構造（第3条関係）について

##### (1) 主要構造部の構造

旧基準においては、「外周部を構成する壁体は耐火構造とし、のき裏は防火構造、屋根は不燃材料を使用しなければならない。」と規定されていた。

しかし、「防火構造」には、モルタル造等、質物保管設備としては防火上問題がないとはいえない構造が含まれる。

したがって、新基準においては、質物保管設備の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。）は「耐火構造」とすることとされた。

##### (2) 金庫等の小型保管設備について

金庫等の小型保管設備については、当然、耐火金庫であるなど前記耐火構造と同等以上の耐火性能を有するものであることが必要である。

### 3 防湿措置（第4条関係）について

旧基準においては、防湿上の措置の具体的方法として「床高さ、地盤から60センチメートル以上離さなければならない。」等が規定されていた。

しかし、除湿機を設置するなど他に代わる措置があれば必ずしもそうした方法に特定される必要はない。

したがって、新基準においては、「保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。」と規定された。

なお、防湿措置が講じられているのであれば、保管設備を地下に設けることも可能である。

### 4 防火措置（第5条関係）について

保管設備（金庫を保管設備とする場合を除く。）の出入口、窓等の開口部については、旧基準においては「乙種防火戸又はこれに準じた扉」を設けることとされていたが、新基準においては「甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はこれに準ずる扉」を設けることとされた。この場合において金庫が除かれたのは、扉以外に開口部がなく、かつ、その扉は開口部というより金庫の一部であり、新基準第3条第2号により耐火構造と同等以上の耐火性能を有することが前提とされているからである。

なお、旧基準においては「適当数の消火器」を出入口に設けることとされていたが、新基準においては消火器については規定しないこととされた。

### 5 盗難防止措置（第6条関係）について

#### (1) 出入口等について

保管設備（金庫を保管設備とする場合を除く。）の出入口等については、旧基準と同様に堅ろうな施錠設備を設けることとされた。この場合において、金庫は第5条の規定により除かれるが、それは金庫が堅ろうな施錠設備を当然に有するからである。

#### (2) 開口部について

旧基準においては、「出入口以外の開口部には、戸或は扉の開閉に差支えない鉄格子を設けなければならない。」と規定され、鉄格子の径の下限及び間隔の上限について具体的な数値が規定されていた。

しかし、これは旧来の土蔵造の建築様式を前提としている規定であり、シャッター、鉄製扉等他に代わる設備があれば必ずしも鉄格子に限定される必要はない。

したがって、新基準においては、「出入口等以外の開口部には、シャッター、鉄格子等侵入防止のための設備を設けなければならない。」と規定された。この場合において、金庫は第5条の規定により除かれるが、それは金庫が出入口等以外の開口部を有しないからである。

なお、「侵入防止のための設備」とは、人の侵入を物理的に阻止し得る物的設備をいい、防犯警報装置は、ここにいう「侵入防止のための設備」には当たらない。

#### (3) 防犯警報装置について

旧基準においては防犯警報装置の設置は規定されていなかった。

しかし、侵入を防止する設備が十分であるにもかかわらず、管理方法等に問題があるため、質物が盗難に遭うということが考えられる。

したがって、新基準においては、防犯警報装置の設置が新たに規定された。ただし、機械警備に相当するような高度のものに限られず、非常時に警報を発し得

る簡易な装置でよい。

#### (4) 床等への固定措置等

金庫等の小型保管設備で容易に持ち運びができるものについては、防犯上問題があるため、建物の床等に固定するなどの措置を講じなければならないこととされた。

#### 6 ねずみ侵入防止設備（第7条関係）について

旧基準においては、出入口及び外壁の開口部には、「金網戸」を設けなければならないとされ、かつ、金網の網線径の下限、網目の大きさの上限について具体的な数値が規定されていた。

しかし、これは旧来の土蔵造の建築様式を前提としている規定であり、他に代わる設備があれば必ずしも「金網戸」に限定される必要はない。

したがって、「出入口等以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。」と規定された。この場合において、金庫は5の(2)と同じ理由で第5条の規定により除かれた。

#### 7 仮保管設備の特例（第8条関係）について

##### (1) 基本的考え方

仮保管設備の特例は、補修、建て替え等のため既存の保管設備の使用ができなくなる場合に、一定期間に限り仮保管設備を認めることにより、質屋が休廃業に追い込まれることを救済しようとするものである。また、短期間の仮の設備であるため、最低必要とされる基準を満たすものであればよいこととされた。

なお、第5条の規定により金庫を仮保管設備とする場合が除かれるが、その理由は、それぞれの特例に応じ、既に述べたところによる。

##### (2) 仮保管設備の特例の具体的内容

仮保管設備については、補修、建て替え等に要する期間を考慮して使用開始後2年の期間内にあるものとされた。

仮保管設備については、次の特例が認められた。この特例により軽減される基準以外の基準は、当然に仮保管設備についても適用される。

ア 出入口等以外の開口部については、当該仮保管設備に火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、防火設備の規定（甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はこれに準ずる扉の設置）は適用しないこと。

イ 防犯警報装置の規定は適用しないこと。

ウ ねずみ侵入防止設備の規定は適用しないこと。

##### (3) 具体的に想定される仮保管設備の形態

特例によって具体的に想定される仮保管設備の形態としては、他の質屋の保管設備のほか、主要構造部が鉄筋コンクリート造り等耐火構造であるマンション、アパート又は倉庫がある。

#### 8 経過措置（附則第3項、第4項関係）について

今回の基準の見直しは、規制の在り方を合理化するものであるから、新基準は、旧保管設備等についても適用されることとなる。ただし、改正によって基準が強化される部分（耐火構造又はこれと同等以上の耐火性能を有する構造及び防犯警報装置の備付け）については、旧保管設備等については適用しないこととされ、施行後新たに設けられる保管設備（旧保管設備等の建て替えによる場合を含む。）についてのみ適用することとされた。

なお、「当該旧保管設備等が旧基準第3条第1項及び第2項の基準に適合する場合は、第3条の規定は適用しない。」とされているが、旧基準第3条第1項及び第2項

は、次のとおりである。

第3条 外周部を構成する壁体は耐火構造とし、のき裏は防火構造、屋根は不燃材料を使用しなければならない。

2 前項の耐火構造及び防火構造とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の規定を準用するものとする。